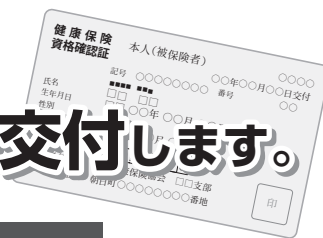


後期高齢者医療制度のお知らせ

「被保険者証」に代わり「資格確認書」を交付します。



資格確認書について

若草色の被保険者証および資格確認書は、8月1日以降はご使用できません。

後期高齢者医療制度に加入する皆さまには、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）の有無に関わらず、申請なしで令和8年7月末まで使える資格確認書をお届けします。

お手元の若草色の被保険者証・資格確認書に代わり、ピンク色の資格確認書を7月中旬頃に送付します。

8月1日以降に医療機関等を受診する時は、新しい資格確認書（ピンク色）もしくはマイナ保険証を提示してください。

「マイナンバーカード」を健康保険証として、ぜひお使いください

どんないいことあるの？

◎より良い医療が受けることができます。

正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。

◎窓口での「限度額適用認定証等」の提示の必要がなくなります。

◎自身の健康管理に役立ちます

後期高齢者健康診査や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。



「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

交付済みの限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなります。

8月1日以降は、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、医療機関等の窓口での限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をお持ちでない方は、事前に保険福祉課で資格確認書に限度区分を併記する申請をしてください。

なお、現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度区分が併記された資格確認書をお持ちの方で、令和7年8月以降も対象者の方には、申請なしで8月1日から使える限度区分が併記された資格確認書を交付します。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

保険料率は法令に基づき、今後2年間の被保険者数及び医療給付費（医療費から自己負担分を除いた額）の推計等を基に算定しています。

❶保険料率（年間） ※保険料率は県内均一で、2年ごとに見直されます。

【令和7年度】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \hline 48,903\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所 得 割 額} \\ \hline (\text{被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等}) \\ \times 9.82\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline (\text{賦課限度額80万円}) \\ \hline \end{array}$$

❷保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。